

公益財団法人日本環境協会役員及び評議員 の報酬等に関する規程

(総 則)

第1条 この規程は、公益財団法人日本環境協会（以下「協会」という。）定款第16条及び第32条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、専務理事及び常務理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員を除く理事及び監事をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本協会は、理事長及び常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 理事長及び常勤役員には、（別表）公益財団法人日本環境協会役員等の報酬等を定める件（以下、「別表」という。）に基づき役員報酬を支給する。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じて役員退職手当を支給することができる。
- 4 理事長を除く非常勤役員及び評議員には役員報酬は支給しない。ただし、別表の支給基準に基づき、謝金を支払うことができる。なお、この場合、理事会に係る各年度の総額が100万円を超えない範囲とする。

(常勤役員の報酬等の支給)

第4条 常勤役員の業務（協会定款第28条第2項の規定による業務をいう。）に対する報酬は、年俸額とし、別表に基づき、理事長は、理事会の承認を得て、決めるものとする。

- 2 前項に定める年俸額を12で除して得た額を月例支給額とする。
- 3 月の途中で常勤役員となった者には、常勤役員となった日から日割り計算により支給する。また、常勤役員が月の途中で退職したときは、その日までの報酬を支給する。
- 4 常勤役員が死亡したときは、前項の規定によらず、その月までの報酬を支給する。

(常勤役員の通勤手当)

第5条 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は協会職員給与規程（以下「職員給与規程」という。）に準じるものとする。

(理事長の報酬等の支給)

- 第6条 理事長の業務（協会定款第28条第2項の規定による業務をいう。）に対する報酬は、年俸額とし別表に基づき支給する。
- 2 前項に定める年俸額を12で除して得た額を月例支給額とする。
 - 3 月の途中で理事長となった者又は月の途中で退職したときの報酬等の支給は、第4条第3項を準用する。

(報酬等の支給日)

- 第7条 報酬等は、毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは支給日前の直近の勤務を要する日に支給する。
- 2 第3条第4項の規定に基づく謝金は、都度、遅滞なく支払うものとする。

(常勤役員の退職手当)

- 第8条 退職手当は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退職した者に支給するものとし、死亡により退職した者については、その法定相続人に支払うものとする。
- 2 退職手当の額は、常勤役員が退職したときのその者に支給した月例報酬額に、12分の1の割合を乗じて得た額に在職月数を乗じた額とする。なお、1月に満たない端数が生じたときは、15日を超える場合はこれを1月とする。

(費用)

- 第9条 協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(補則)

- 第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人日本環境協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行し、従前の役員報酬規程及び退職手当支給規程については、この規程の施行をもって廃止する。

附 則

この規定は、令和3年4月20日（評議員会決議の日）から施行する。

別 表

公益財団法人日本環境協会役員等の報酬等を定める件

- 1 常勤役員（専務理事）の額については、年俸額13,000,000円の範囲内で定めるものとする。
- 2 常勤役員（常務理事）の額については、年俸額12,000,000円の範囲内で定めるものとする。
- 3 理事長の額については、年俸額1,200,000円とする。
- 4 理事長を除く非常勤役員及び評議員については、理事会または評議員会への出席1回につき、10,000円を支給する。
- 5 監事が行う定款第29条に基づく職務監査については、監査業務のための出席1回につき、30,000円を支給する。

附 則

この別表は、公益財団法人日本環境協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この別表は、令和3年4月20日（評議員会決議の日）から施行する。

参考

公益財団法人日本環境協会職員給与規程（抜粋）

(通勤手当)

第10条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用する職員に対して支給する。

- 2 通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法で通勤した場合の普通乗車券の額に、職員が事務所へ出勤に利用した回数を乗じた額とし、月額100,000円を上限とする。
- 3 新幹線等高速鉄道を利用しないで交通機関を利用して通勤するものとした場合において、当該交通機関について始業の時間前15分以内に勤務場所に到着できるような運行がされていないときに、新幹線等高速鉄道を利用することにより通勤時間がおおむね1時間以上短縮されるときは、その定期券がありかつその利用が合理的である場合に限り、支給できるものとする。
- 4 通勤手当の支給を受けようとするときは、通勤経路を記載した様式3による通勤届及び様式4による通勤手当認定簿を事務局長に届け出てその認定を受けなければならない。
- 5 通勤手当の支給は、新たに職員となった者に対しては、職員となった日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。
- 6 通勤手当は、これを受けている職員の月額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実が生ずるに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。
- 7 その月の初日から月の終わりまで通勤しなかったときは、その月の通勤手当は支給しない。